阿賀野市告示第123号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、当市の字の区域を次のとおり変更する。

なお、上の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項に おいて準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からそ の効力を生ずるものとする。

令和5年6月28日

阿賀野市長 田 中 清 善

		変 更 前	変更後	
_	字	地番	_	字
上蔵野	飯山野地	384 の1、384 の17 から384 の20 まで	中ノ通	
上高関	飯山野地	1000 の1、1000 の3、1001 の1、1002 から1005 まで、 1007 から1009 まで、1010 の1、1010 の2、1011 の1、 1011 の2、1012、1014、1015 の1、1016 の1、1018 の1、 1020 の1、1024 の1		
折居村新 田	上谷地	24 の1、24 の2、25 の1、26 の1、27、29 の1、29 の2、29 の7、30 の1、31、33 から35 まで、36 の1、37 から39 まで、40 の1、43、44 の1、44 の2		
中牧野新村新田	三町歩	18 Ø 1, 18 Ø 2, 19 Ø 1, 20, 21		
中ノ通		5 の 2、14 の 2、16 から 18 まで、20 から 22 まで、23 の 2、28 の 2、28 の 3、29 の 1、29 の 2、30 から 37 まで、40、41 の 1、41 の 2、42 の 1、42 の 2、43 の 3 から 43 の 8 まで、53 の 5、54 の 2	向中ノ通	
向中ノ通	村下	49 の3、50 の1、50 の3、51 から55 まで、56 の1、 57 から59 まで、93 から98 まで、100、102 の1、103、 104 の1、105 から109 まで、110 の1、112 から114 まで、 115 の1、115 の2、116 から127 まで、128 の1、128 の2、 129 から131 まで、133 から139 まで、140 の2、141 の2、 143、144、148 から150 まで、151 から154 までの各一部、 155、156 から159 までの各一部		

		変	変更前			変更後	
_	字		地	番		_	字
向中ノ通	吉田新田	217 の 1、217 218 の 2 の一音 221 の 1、221 223 の 1、223 225 の一部、22 242 の 3、243 255 の 2、256 262 の 1、263	の2の一部、21 引、219の一部、 の2の一部、22 の2の一部、22 の2の一部、22 のから240まで の1、243の2、 の1、256の2、	D一部、208 の2 の一音 7 の3 の一部、218 の 220 の1、220 の2 の 2 の1、222 の2 の一音 4 の1、224 の2 の一音 、241 の1、241 の2、 244 から254 まで、25 257 の1、257 の3、2 265 の1、266 の1、2	1、 一部、 部、 342 の1、 55 の1、 61 の1、 67 の1、	向中ノ通	
飯山	飯山	40 から46 まで 48 から51 まで		の1、47 の2 の一部、			
本田	中ノ通	未417 の1、未	÷418 の1、未42	00の1、未421の1			
向中ノ通	村下	160 から169 言	きで、171 から 1′ 199 の1、200	6 から 159 までの各一 74 まで、176、180、18 の 1、201 の 1、202 の	83、	飯山	
	吉田新田	215 の 1 から 2 217 の 3 の一音 220 の 2 の一音	215 の4 まで、2 B、218 の2 の- B、221 の2 の-	部、209 から214 まで 17 の2 の一部、 ・部、219 の一部、 ・部、222 の2 の一部、 ・部、225 の一部			
飯山	飯山	48 から51 まで 56 の1 から56 58 の2、59 か 78 の1、79 の	ら69 まで、71、 1、80 の1、81 の 5 の1、85 の2、		77 Ø 1, 82 Ø 4,		

及び当該変更に伴う国公有地を含む。